

## 平成27年度第2回社会教育委員会議会議録

日 時 平成28年3月25日(金)

13:30～15:20

場 所 文化会館 第2・3会議室

出席委員 森山議長、山口副議長、川上委員、楠委員、小林委員、寺田委員  
松尾委員、村上委員（8名）

欠席委員 榎本委員、片山委員（2名）

事務局 教育委員会教育部：松浦部長、荒物屋次長

生涯学習課：鍛冶課長、野水主幹、木戸主査、鈴木主査

久保主任主事、南主任主事

教育部：勇弘公民館：村田囑託館長、科学センター：相内囑託館長

美術博物館：武田主査

---

1 開 会 （進行） 野水生涯学習課主幹

2 挨 拶

森山社会教育委員会議議長

松浦教育部部長

3 議 事 （議事進行） 森山社会教育委員会議議長

(1) 第四次生涯学習推進基本計画に基づく実施状況報告

資料に基づき事務局（木戸主査）より報告

《質疑の主な内容》

議 長：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

委 員：評価についてA、B、C、Dとありますが、評価の基準は何に基づいて判断していますか。

事務局：4段階の評価につきましては、担当部署での自己評価になります。

委 員：大体が実施している回数とかでの判断ですね。

委 員：調査票の見方で28年度実施予定事業の継続とありますが、すべての事業についてということでしょうか。

事務局：はいそうです。新規の事業については記載をしております。

委 員：2ページ目に高齢者向け読み聞かせ講座の実施とありますがどのようなことですか。

事務局 : まだ予定の段階ではありますが、お孫さんのいらっしゃる方を対象に、読み聞かせの方法や、読み聞かせの本を紹介する事業を検討しています。

委員 : もう少し表現を丁寧にと思いますが、高齢者の人材育成が趣旨ですね。

議長 : 表の記載についての質問はありませんか。評価については実施する予定が実施予定どおりされたのがAと考えてよろしいですか。今回Cはありますが、Dはありません。Aは予定通り実施された、Bは少し達していない、Cは平均以下、そのように考えればいいですね。

委員 : ボランティア活動や地域活動の参加の促進として、つみきの会への活動支援とありますが、どのような活動支援をしていますか。

事務局 : つみきの会は青少年課で行っている事業ですが、ウインターキャンプなどのリーダー養成事業にボランティアとして参加しています。補助金までは確認をしていません。

委員 : 継続されて活動していますか。

部長 : 継続はしていますが、課題として書いてはいませんが徐々に縮小されています。

委員 : 町内会で色々お手伝いをしてもらっていますが、最近はそうですよね。今はなかなかうまく行っていないと思い質問をさせていただきました。

部長 : つみきの会は30年以上の長い歴史があり、市の職員も発足当時は参加していた者もいて、管理職になっています。以前は青少年課も教育委員会にあり把握していましたが、部が変わり健康子ども部が所管しています。聞いている話では委員おっしゃるとおり徐々に参加者が減少しており、会の存続が難しいと聞いていますので、金額は分かりませんが、青少年課から補助金を出してバックアップはしていますが、なかなか集まらないという現状です。部が違いますので私どもから言えませんが、委員からこのようなお話がありましたということで、お話しをしたいと思います。

委員 : わたしは美術博物館でボランティアをしています。最初は皆さんもそうですけど、手探り状態といいますか、どのようにボランティアをしていったらいいのかという所からスタートしまして、ボランティアする時間も長く、ボランティアさん同士も知らない人ですので、ぎくしゃくする面もありましたが、年数が経っていくと、美術博物館からアンケートがあり、どういう風にしたら良いのかと、こちらの意見と合わせていただき、今は当初からみたら、すごくやりやすい雰囲気です。実際その現場にいてよく分かっております。それはすごくありがたいと思い、お手伝いする機会は少ないですが、なるべく参加させていただきたいと思っています。苦小牧は文化に触れ合う機会が少ないので、美術博物館で宣伝はしていますが、私達ボランティアもそれに連なり、市民の皆さんが一人でも多く参加でき、美術博物館に足を向けていただけたらと思います。

事務局 : ボランティアの皆さんにやっていただいている事は、重要な位置だと思っています。次年度も研修会を8回予定しておりまして、ボランティアの皆

さんも、私どもと一緒に学んでいけたらと思います。交流会なども実施したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員：2ページと4ページの2項目で科学センターの専門職員が不足とありますが、数が足りないのか、また科学センターは建て替えがあるんですよね。今後も存続しますか。この辺の充実は課題となりますか。

科学センター館長：ご質問のありました職員の専門知識が不足の項目ですが、科学センターでは日本宇宙少年団の活動支援を行っております。毎月例会を行っていますが、職員ではなく宇宙少年団の分団長が講師をして例会を開催している状況で、概ね達成はしていますが課題として記載しております。4ページの指導員を配置し、科学や天文に関する相談に対応するというところで、科学センターは土日も開館しており職員は半分体制です。来館者への対応はすべてしていますが、専門的なことへの電話での対応がすぐに来なかったりする場合があるということで、概ね達成はしていますが学芸員が少ないといったところで課題及び改善点に記載しております。最後に今後についてですが、科学センターは昭和45年に開設し、現在築46年が経過しています。現在市民ホール検討委員会で検討されていますけど、教育施設の一つとして、今後のあり方を教育部としても検討していく施設として考えております。

議長：事業実施状況とあり、基本的に昨年とほぼ同じで、評価が入ったのが昨年から変わっているところですが、去年と比べて何をやってAなのか、何をやらなくてCなのか分かりません。たとえば教育委員会の点検評価がありますが、これには、各課の目標があり、出来たこと、出来なかったことの具体的な説明があり、成果が分かります。これだけだと説明を受けなければ分かりません。たとえば1の1で、赤ちゃんと楽しむはじめての絵本ひろばは去年は年6回で162人と書いてありました。今回は年12回で、大変な成果ではないのか。二重丸をつけてもいいのではないかと思うが、6回に比べたらずいぶん成果が上がったと思うんですが、そういう具体的なことです。コミセンがBというのが圧倒的に多いですが、コミセン自体の運動に限界があるのか、あるいはAになりうるのか、その辺りは推進計画を進めていく上では、大事なポイントと思われま。

事務局：去年までは評価はなく事業報告だけで、今回から追加したところですが、確かに今話されたように内容を記載していた方がより分かりやすいと思えますし、次年度調査を行う時にはそういう内容が分かる形で改善し提出できるように検討していきます。

課長：先ほど説明しましたが、自己評価という観点がありまして、概ね達成している状況をBということで、コミセンの考え方にもよりますが、基本計画を推進する上ではAになることが理想的なので、我々としてはこの評価と今回の社会教育委員会議の意見を伺いまして、施設のほうに指導していくという形で考えています。先ほどの赤ちゃんと楽しむはじめての絵本ひろ

ばは、去年は6回で164人の参加でしたが、今年は12回開催しました。これは平成27年度からスタートした、赤ちゃん、絵本のとびら事業、乳幼児に絵本を配る事業ですが、その読み聞かせのフォローアップとして回数を増やした経緯で6回から12回に増やしています。27年度は12回開催で256人の参加になっています。議長がおっしゃるように、実際に何をやったからAで、何をしなかったからCなのかということで、この表に書いてあれば確かに分かりやすいので、次の会議から改善するような方向で考えて行きたいと思います。どういう表記が良いのか時間をいただきたいと思います。

議長：ブックちゃんというのを図書館でやっていますでしょう。ブックちゃんのテーマ別セットは毎年貸し出していますが、それぞれの年度で確かめてみたら24年は16校150セット、25年は18校223セット、26年は18校109セットと、26年は指定管理が始まった年です。これは減っているんです。27年はどうだったのか関心が行くのですが、それがここには書いていません。そこがもどかしいところで、せっかく評価するのであれば、どういう評価で去年より増えているのか、今までの統計における最高223セットから増えているのかそのあたりはどうですか。

課長：確かにご指摘のとおり書いてあれば、自己評価には判定しやすいということがございますので、その辺も含めまして考えたいと思います。ちなみにブックちゃんは26年度が109セット、27年度はまだ年度末まで達していないので、正確なことは言えませんが去年の数字前後という状態です。

部 長：ブックちゃんについては、指定管理になって落ちたということもあり、学校の教頭会、校長会で指定管理になっても変わりませんということでPRし、今回も図書館で新たなセットを活用してくださいということで、実は一昨日校長会議があり、私の方からも市教委で取組んでいることなので、積極的に活用していただきたいと報告したところでございます。指定管理者になったから減ったということではなく、やはり学校の学校図書が充実してきたからなのか分からないですが、こちらから貸しますと言っても、学校で要望していただかないと難しいということもありますので、それについては継続して取り組んでまいります。

議長：数だけではなく中身で理由がつかめるか問題ではないかと思えます。

部 長：ご要望の高いセットを増やしたと聞いています。

議長：障がい者の項目がありますが、Bというのが目立ちます。Aにならない何かがあるのでしょうか。大きな柱だと思います。

事務局：生涯学習課で実施しています障がい者のためのパソコンボランティア講習会は、広く周知し実施していますが、講習会に参加してもらえない人数がなかなか確保できない状況で評価をBとしました。

課長：今の補足ですが、この事業は生涯学習課と心障センターとの協働の事業ですが、内容としては障がい者の文化教室とIT支援のパソコン教室です。

何年も継続してありますが、参加してくる方が同じような方ばかりで、内容を見直すこともやっていますが、どちらかというともナーリ化が見られ、それに基づきBと判定しています。それがAになるためには色々な手段を使って周知しなければならないのですが、障がいを持っている方とアクセスするチャンネルが少ないところもあり、その辺りも関係する心障センターや障がい福祉課と連携して、周知活動については、検討したいと考えております。

委員：障がい者のためのパソコンボランティア体験講習会は、パソコンの講習会ですか。

課長：これは今話しました障がい者のためのIT支援とはまた別で、IT支援の教室をサポートするボランティアを育成するための講習会で、ボランティアのなり手がなかなかいない状態で、そちらも継続してどういう活動がいいのか考えていきたいと思っております。

委員：障がい者の就職支援とかでパソコンを勉強しながら時給をいただける施設がありますよね。そういうのは出来る人たちのステップアップになるけど、そういう意味で少ないのかもしれないですね。

課長：実際に講座を見ますと就労に向けた取り組みというよりは、障がい者の方が手紙やハガキを作成したり趣味的なことを楽しんで学ぶことで、就労支援とは違ってきます。

議長：昨年度の資料で新規と記載している新規事業に対して、評価全般はどうですか。

事務局：生涯学習課で行っている事業の評価は報告できますが、他の部署の具体的な評価についてはまとめていませんでした。照会の方法等につきましても次回の調査におきましては、継続か新規かを明記してもらえような形で調査をしたいと思っております。

議長：それがいいでしょうね。たとえば昨年の資料で、4ページ目の26番で個人情報保護法研修というのが新規でありましたが、それが今年どうしたのかと思いながら見ていたんですが。

事務局：昨年度の資料では27年度の予定事業として記載していましたが、事業を実施しなかったため、記載はしていません。

議長：違いが分かる表記といいますか、来年工夫できれば分かりやすいと思っております。

部長：議長ご指摘のとおり、今回お出しした資料と来年ご報告の時にはきちんと精査してお出しするようにしたいと思っておりますが、大変ご迷惑をおかけしました。

議長：これは2年目ですので、ここでどのような審議をしたらいいのか、模索中だと思うんですが、3度目は客観的に委員の皆さんが分かるような標記の方法にすればもっとよく分かると思っております。

議長：他に質問がなければ議事の(1)については終了します。

(2) 平成28年度生涯学習課・各施設の事業概要について

資料に基づき、平成28年度社会教育費当初予算の説明は生涯学習課長、生涯学習課（文化会館、文化交流センター）、中央図書館、勇払公民館科学センター、美術博物館の各担当から説明

《質疑の主な内容》

議長 長：平成28年度の事業概要と予算を説明していただきましたが、質問はありますか。

委員 員：生涯学習課の事業は、先ほどの第四次生涯学習推進基本計画に基づいていると考えてよろしいですか。

事務局 長：はいそうです。

議長 長：1 ページ目の社会教育施設指定管理費のそれぞれの額についてですが、受け取った指定管理者は自由に使うというか、それはまずいとか、指導する余地はあるんでしょうか。全部お任せでしょうか。

主幹 幹：指定管理の基準管理費用は単年度の年度協定という形で、図書館でしたら5年間の総額という形で、予算が組まれています。その時点で指定管理者から、毎年の予算書が提出され、その中で決定されておりますので、基本的にはそこで示されている予算と相違ありません。万が一変更がある時は事前協議を要した中で、変更を認めるという形で実施しておりますので、指定管理者の裁量で自由になるものではございません。

議長 長：申請される予算はあらかじめ立てる段階での予算ですか。

主幹 幹：年間の指定管理期間が決定される中で、その指定期間の総額が決定されています。それが単年度ごとの年度の協定で支払われていくということです。

議長 長：その中身ですが。

主幹 幹：内容も契約する際に予算書で各項目の予算項目が示されています。それらに基づいて額を決定しています。

議長 長：分かりました。

委員 員：8 ページの自主事業のところ、自販機設置事業で括弧収入とありますが、これは収入ということですか。資料の見方を教えてください。

部長 長：自主事業を行って指定管理者が収入を得ているということです。自主事業と言って、財源として使うことで、指定管理者には私どもの方からこういうことをやってください、それに対する対価をお支払しますとの提案の他に、指定管理者が自主事業を実施して、その費用を自分達の独自の事業で市民に貢献しますと提案されています。独自で得た収入で市民還元事業を行っています。

議長 長：この収入は指定管理者が独自に使用していいのですか。

主幹 幹：自主事業の収益は指定管理者の収入の位置づけです。

委員：もっと単純に聞きたかったんですが、これは収入ですかということです。

主幹：はいそうです。

議長：中央図書館で昨年は指定管理移行1年ということで、利用者数ですとか、貸出冊数、入場者数などが提示され報告がありました。今年も期待しましたがありませんでした。社会教育委員会くらいしか窓口として公式に図書館のことについて、社会教育施設に関わっている委員会として、そういう意味では2年目が1年目に比べてどうかということ、報告いただければと思います。

部長：図書館協議会というのをごさいます。図書館の運営について審議する場がごさいます。27年度終了後、指定管理者から報告がされますので、資料につきましては次回の社会教育委員会議で報告することは何も問題ごさいません。

議長：よろしくお願ひします。それでは議事2については説明を受けて了承したことで終わります。

### (3) その他について

副議長：昨年の10月28日に開催された、第4回苫小牧市総合教育会議の中で苫小牧市教育大綱が策定されました。基本方針の一つとして家庭・地域で子どもを育てる環境づくりの推進の方針が示されていますが、具体的に平成28年度の事業概要の中で、どのように事業展開するのかお聞きしたい。

部長：それについてお答えさせていただきます。苫小牧市教育大綱には5つの基本方針がごさいます。その中に家庭・地域で子どもを育てる環境づくりの推進という基本方針がごさいます。教育行政執行方針の中で詳しく説明していますが、社会教育の観点と言うよりは学校教育関係の取り組みで、学校から家庭教育情報誌「ほ・む・す・く」の発行、メール配信システムの活用により家庭教育の情報発信を充実させていきたいと考えています。また、家庭の教育力の向上を目指した、苫小牧市PTA連合会と協力体制を取り、全小中学校でPTAが主体となった、子育て研修会を開催していきます。こちらの研修会は学校と家庭・地域が一体となって子ども達を指導していくための指針であります、とまこまい学びの3か条を普及していきたいと思ひます。これは昨年市教委で作りましたが、ゲームやスマートフォンの時間の目安ですとか、家庭学習の内容、家庭における学習時間の目安の3つを示したものでごさいます。冒頭申し上げました、学校と家庭とのつながりの中での取り組みということにしておひます。残念ながら社会教育・生涯学習の観点から家庭教育支援の取り組みについては、今回は特に取り組みがないということに入っておりませんで、そのような観点で委員の皆様からのご意見があれば是非ともお聞きしたく思ひます。

副議長 : わかりました。

※ 森山議長から、市立中央図書館の管理運営についての質問あり

議長 : 図書館の指定管理については社会教育委員会が深く関わっています。色々意見を交わしたこともありました。26年に指定管理施設になり指定管理以降の動向につきまして、定期的に社会教育委員会として関心を持っていきたいと思いますが、情報が入ってこないということもございましたので、昨年私から教育委員会に質問させていただき、各委員にご報告があったと思います。2年目を過ぎ私が窓口となり質問させていただくところです。

※ 質問事項は別紙のとおり

部 長 : 項目が多岐に渡りますのでお時間を頂いてご報告したいと思います。社会教育委員の立場もありますが、図書館には図書館協議会という第3者委員会の立場の方もおります。そちらにつきましては、同じように年2回定例会議を行っており、図書館のホームページを見ていただくと質疑内容が分かるようになっておりますので、どこかで目をとおしていただければと思います。今、議長からご質問があったことにつきましては、整理して後ほどご報告させていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 : よろしくお願ひします。

※ 森山議長からの質問については、事務局から後日、文書による回答で委員に送付することです承

4 閉会 15時20分



## 1. 平成 26 年度評価について

ア 平成 24 年度の図書館の「点検・評価」は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に則って行われた旨、27 年 4 月 1 日付け「回答」に記され、26 年度については、新たな「図書館基本計画」に沿って、27 年度にその「検証」を行うとしている。26 年度分は、「望ましい基準」によって「点検・評価」はなされたか。なされていないとすれば、なぜか。

答 平成 26 年度の「点検・評価」につきましては、平成 27 年 5 月 28 日に苫小牧市公民館運営審議会・図書館協議会定例会議において、指定管理者による平成 26 年度自己評価に対してご審議いただき、第三者による「点検・評価」を実施しております。なお、これらの議事録につきましては、中央図書館のホームページにて公表を行っております。また、平成 27 年度以降につきましても、同様に実施する予定であります。

イ 「平成 26 年度のモニタリング総合評価結果について」のなかに「中央図書館」に関しても、その評価結果は公開されているが、これは「指定管理者制度におけるモニタリング実施要領」に基づくもので、もとより「望ましい基準」に基づくものではなく、(ア)の「なされない」理由にはならないと思うが、如何か。

答 平成 26 年度の「点検・評価」については、指定管理者において中期計画期中評価表に基づき自己評価を行い、それに基づく第三者である図書館協議会で点検・評価を実施しております。そのためこれら一連のプロセスは「望ましい基準」に基づくものと考えております。

ウ 「モニタリング総合評価」によれば、図書館は「セルフモニタリング」において、18 項目の点検項目のすべてに自己評価として「A」「適正」の評価をしている。自己点検の在り方・姿勢として、あまりに甘すぎはしないか。

答 平成 26 年度につきましては指定管理初年度ということもあり、指定管理者において積極的に業務を取組んだという姿勢と認識しております。また、セルフモニタリングにおいて疑義があれば、指定管理者からのヒアリングや実地調査を行い、市において総合評価をしております。自己評価のあり方につきましては、指定管理者側の考え方によりますことから、姿勢のあり方として適切か否かについて判断する余地は市教委にはございませんのでご理解願います。

エ 同「総合評価」中の、26年度「決算」によれば、収入 160,699,040 円に対し、支出 147,876,415 円となり、約 1,280 万円余りが残されている。これは、収入の 8%に相当するものであり、指定管理費が十分有効に使われなかったといえる。市教委はどのように指導してきたか。この残余の使い方についてはどうなるのか。

答 管理運営実績シート事業費の表記において、ご指摘のとおりの内容ですが、この内容につきましては、平成 27 年 3 月 31 日付の行政監理室からの通知に基づき、作成しているものでございます。通知は 26 年度の苫小牧市定期監査の報告結果において付された監査意見に基づくもので、「指定管理者の収支状況報告書における間接経費については、収支報告書の決算額に計上しないで整理する」ものでございます。そのため、管理運営実績シート表記の数字から算出される残余額 12,823 千円につきましては、間接経費を含む額（記載外計 10,555 千円：一般管理費 4,134 千円、消費税相当額 6,421 千円）となっております。また、その他、残余 2,268 千円につきましては、業務仕様書どおりの管理運営を行っておりますことから、指定管理者の経費節減という自助努力により生み出されたものであるため、指定管理者の利益となります。

〔※間接経費＝本社一括で経理を行う経費などで一般管理費、消費税相当額をいう〕

オ 「望ましい基準」は「当該年度の事業計画」に基づく「点検評価」を行い、「第三者による評価」を求めている。「図書館法」という個別法に規制されている「図書館」は、当然同法に基づく「望ましい基準」に則って行われるべきであり、平成 27 年度評価はその方向で行われると考えてよいか。

ちなみに、図書館指定管理の先行都市「釧路市」では、「外部評価」として「釧路市社会教育施設等運営審議会」によって評価され、5 段階評価の「3」（平成 24 年度）であった。この「外部評価」は図書館の管理運営上、その活性化に有効であったと思われる。苫小牧市においても「外部評価」の常設機関を設けるべきであると思うが、市教委はどう考えるか。

答 前出の回答のとおり、平成 27 年度においても「望ましい基準」に基づき、指定管理者による自己評価、それに基づく第三者機関である図書館協議会による「点検・評価」を行うことで考えております。また、釧路市のような社会教育施設等運営審議会の設置につきましては、図書館協議会を外部評価機関としておりますことから、設置する考えはございません。

## 2. 蔵書整備計画について

ア 基本計画の平成30年時点での蔵書目標50万冊に対して、26年度にはすでに50万冊を超える蔵書があり、指定管理以後の図書購入予算増に対応しきれていないと思えない。現状では直営時代よりも除籍冊数の増加にともない、収蔵図書の入れ替わり速度を速めることとなると思われるが、どう対処するか。蔵書整備計画は30年まで凍結の予定か。

答 平成26年度に策定した図書館基本計画における平成30年度の50万冊の目標冊数につきましては、全国の当市人口同規模の公立図書館における1人あたり蔵書冊数をベンチマークとして策定しているものでございます。蔵書数は多ければ多いほど良いとの考えは理解いたしますが、限られた蔵書の中での種類及び新鮮さも重要と考えております。また、現行の購入、除籍により蔵書数を維持していくことで、蔵書スペースの対応は可能と考えております。図書購入予算につきましては、指定管理導入後増加しておりますが、従来の図書購入費では購入できなかった高額図書や多くの新刊本の購入にもあてられ、市民ニーズ対応能力の向上に一役となるなど、予算増に十分対応していると考えております。そのため、1月の市民団体に対しお答えしたとおり、図書館基本計画で蔵書整備計画を包括できるものと考えておりますことから、基本計画終了時の平成30年度まで蔵書整備計画を策定する予定はございません。

イ 当面、蔵書能力を高めるために閉架書庫の改造、飲食コーナーの書庫化など、早急に対応すべきではないか。

答 直営時代のご意見や利用者アンケートにおいても、一休みできるスペースが欲しいなどの要望があり、市民要望に基づき飲食休憩コーナーの設置に至ったものでございます。また、先のご質問にお答えしたとおり、蔵書50万冊の維持で今後推移していくことを考えますと、収蔵スペースは対応可能であり、市民要望で設置した飲食休憩コーナーの書庫化は必要ないものと考えております。蔵書は多ければ多いほど良いとの考えは理解いたしますが、キャパシティが限られているとともに、最大多数の最大幸福という観点で設置されている公共施設であるということをご理解願います。

ウ 各年次の実質的な蔵書増の冊数を目標として明示すべきではないか。

答 現行の50万冊を基本計画期間内は維持していくという考えとともに、新刊の発行状況などにより、購入図書の状況は各年によって異なるものでございますことから、各年次の実質的な蔵書冊数を目標として掲げることについては、あまり意義は認められないものと考えております。

### 3. 除籍基準に沿った「除籍」について

ア 「苫小牧市立中央図書館除籍基準」のうち第3条（除籍理由）、第4条（除籍対象）について、例えば「出版後15年を経過したもので、利用価値がなくなった資料」とある「利用価値がなくなった」対処を客観的に説明できるように除籍はなされているか。

答 蔵書リスト及び貸し出し回数などとともに、本の破損状況等を考慮し、基準に沿って除籍を行っております。今後、除籍リストの表記においては、除籍基準の第何条何項に該当かの表記についても検討を進め、より透明性を高めた形での除籍としてまいりたいと考えております。

### 4. 寄贈図書・資料の所有権の担保について

ア 昨年、市民から寄贈された図書・資料のうち貴重な郷土資料が、そのまま点検・記録されることもなく、市民還元コーナーに出された事例があった。寄贈本は「市教委が所有権を有する」とするが、この事例は所有権の確認についてどう処理されていたか。

答 市民からの寄贈については、契約行為があるわけではなく、契約書に所有権の移転時期を明記しているわけではございません。そのため、市民より寄贈を受け、図書館職員が受け取った時点で市教委に所有権があると考えております。寄贈された図書につきましては、「中央図書館寄贈及び寄託資料取扱基準」に基づき、処理を行ってまいりまして、必ず蔵書との確認をし、郷土資料の確認を行った上で登録を行うもの、または市民還元コーナーに出されるもの、廃棄されるものという扱いとなっており、所有権イコール登録になっているものではございません。今回のご指摘の寄贈本につきましても、複本を確認した上で処理を行ったものでございます。今後、郷土に関する資料も出てくることも想定されますことから、指定管理者と協議を行い、更なるチェック体制の強化に努めてまいりたいと考えておりますとともに、万が一発見の場合は速やかにご連絡いただき、市民とともに市民の財産である図書や郷土資料を収集・共有して、知識の集積の図書館としての機能を高めて行ければと考えております。

イ 上記の事例は、指定管理者への移行にあたって危惧されていた「郷土資料」についての指定管理者側の理解不足に起因するものではなかったか。今後の対策をどう考えているか。

答 「中央図書館寄贈及び寄託資料取扱基準」に基づき適正に処理したものであり、理解不足によるものとは考えておりません。今後は、4-アに対する回答にありますとおり、指定管理者と協議を行いまして更なるチェック体制の強化に努めてまいりた

いと考えております。また、市民還元コーナーにつきましては、個人市民の財産であった図書を、寄贈の意思を無駄にせず、他の方にも活用して頂きたいとの目的でありますことから、その意図をご理解いただき、これらの事例も含め、改善点等のご意見をお寄せいただき、市民と共により良い制度として行ければと考えております。

## 5. 職員の異動状況について

ア 27年度の職員の異動状況について、昨年度の「回答」に従って具体的に、司書率とともに示されたい。

答 平成26年度末で職員数27人、司書17人で司書率62.96%となっております。27年度における職員数の増減は下記のとおりとなっております。これにより平成27年度末においては、職員数29人、司書19人で司書率65.52%となっております。なお、退職理由等につきまして個人情報のため公表はできませんのでご了承願います。

平成27年3月末：27人（司書17人 62.96%）  
4月末：26人（司書16人 61.54%）司書1人採用、司書2人退職  
5月末：27人（司書17人 62.96%）司書1人採用、司書2人休職  
6月末：28人（司書18人 64.29%）司書1人採用  
11月末：27人（司書17人 62.96%）司書1人退職  
平成28年1月末：28人（司書18人 64.29%）司書1人採用  
3月末：29人（司書19人 65.52%）司書1人採用  
※上記職員数にゼネラルマネージャーは含まない

イ 副館長が突然就任したが、どういう事情によるものか。市教委はどのような説明を受けたか。常設のポストとして、実質的に職員数は「増」となるのか。

答 12月18日開催の定例報告会において、指定管理者側の人事異動の事情もあり、次期館長対象者を副館長にという提案を頂きました。市教委といたしましては、指定管理業務として提供される業務及び市民サービスに低下のない限り、指定管理者サイドの人事であり、介入する権限はございません。また、職員数につきましては、基準管理費用積算の人数及び業務仕様書に定めております司書率が遵守されていれば、職員数の増減につきましては指定管理者の裁量の範囲と考えております。

ウ 近々主要スタッフが異動転出するとの情報も漏れ聞く。市教委はどう受け止めているか。「指定管理」移行後、契約期間5年のうち2年を経過しただけであり、この段階で、重要スタッフを異動させるのは、TRCが苫小牧中央図書館を軽視していることにならないか。

TRC 側に事情があるとすれば、その体質は脆弱だといえないか。市教委はどう意見を述べたのか。

〔答〕 市教委としては、5年間の指定管理期間について主要スタッフの異動禁止について協定を結んでいないことありますが、民間事業者の人事でありますので介入する権限はございません。指定管理者より提供されるサービスの質はこれまでと変わらないことを確認の上での異動でありますので、これを了承した次第でございます。また、基本協定書に定められた業務提供の継続及びサービスの低下とならないのであれば、指定管理者が当市図書館を軽視しているとは言えず、また、その体質が脆弱化であるか否かについて市教委において判断をする権限はございません。

## 6. 図書館要覧への各年度の運営方針の掲載について

〔ア〕 昨年度、当会議への回答では、「事業計画につきましては、中期計画の中で示されておりますが、単年度の一覧ではないことから、今後は改めて要覧に掲載する方向で考えています」と明言していたが、今年1月21日に市民団体の回答では「各年度の具体的な内容の掲載より、計画期間内全体を」示すことにして、「これまでの要覧における運営方針の掲載を替えたもの」としている。当会議への回答から1年を経ずして、正反対の方針を示したことになる。いかがなものか。その姿勢が問われよう。

〔答〕 昨年度の回答において、「今後は改めて要覧に掲載をする方向で考えております」と回答いたしましたが、その後、指定管理者と協議を重ね、「各年度の具体的な内容の掲載より、計画期間内全体をお示し」することとし、指定管理期間の全体の方向性を把握できるような方向がベターということで、要覧には中期計画に基づいた事業内容の掲載を行ったものでございます。進むべき方向を真逆にしたというわけではなく、継続性が重視される社会教育施設の運営という観点で、指定管理期間の運営の方向性を示すことが重要との観点から、27年度の要覧においては、中期計画に基づいた掲載を行ったものです。

市民との情報共有という観点におきましては、ご指摘の点は重要な点でございますので、より良い情報発信のあり方を指定管理者と継続して協議してまいりたいと考えております。

〔イ〕 中期計画冊子で「全体の方向性」が示され、要覧で「単年度」の具体的な事業計画が示されることが、当年度の「点検評価」に有効であり、適切な表記となると思われるが、如何か。

〔答〕 ご指摘の点は確かにあると思いますが、昨年の要覧作成時においては、単年度毎

の取組より、計画期間 5 年間の取組を表し、どのような方向で取組を進めるかが確認できるほうが、より透明性を持った運営との考えから、本表記を行ったものでございます。また、要覧及び計画等の複数の冊子を確認する方は少ないと考えられることから、ワンストップで情報を確認できることや、広く一般的な情報の掲載が、市民への情報提供のあり方としては適切と考え、現在の掲載を行ったものでございます。なお、詳細につきましては、ホームページのアドレスを掲載するなどのナビゲーションを行っており、情報のクローズを行っていないということもございますことから、さらに詳しくお調べいただく方に対しては対応可能な状況にあると考えております。